

「令和6年度山形県ヤングケアラー支援体制強化事業業務」に係る公募型プロポーザル質問回答書

令和6年2月27日

No	項目		質問事項	回答
1	基本仕様書	1 頁 4 業務内容 ＜コーディネーターの配置の考え方＞	コーディネーターについて、新たに採用した職員を当該業務の専門担当として配置すべきか。 また、既に採用している職員を振替し、専門担当として、或いは他業務兼任として配置が可能か。	必ずしも新規採用を要件とするものではありません。 ただし、既に採用している職員を振替し、又は他業務との兼任とする場合は、新たな業務として事務分掌を明確にしたうえで、当該委託事業に係る経理を明らかにすること。 現職員が担当している相談事業や訪問事業など、既存の業務に当該委託料を充当することは認められません。 当該業務は、全県を対象とし関係機関等への訪問活動を行うなど、相応の業務量が想定されますので、他業務との兼任が可能か十分検討のうえご提案ください。 なお、企画提案募集要領で示した提案上限額では、常勤専任2名の配置を想定した積算としています。
2	基本仕様書	1 頁 4 業務内容 ＜コーディネーターの配置の考え方＞	常勤・非常勤を問わずに2名の配置とあるが、例えば常勤職員の1日の勤務時間が7時間とした場合、以下の配置は可能か。 ・1名：常勤7時間×5日 ・1名：非常勤6時間×3日	全県を2名で対応するコーディネーターの想定業務量としては、非常勤のコーディネーターを配置する場合であっても、基本的には常勤と比較して大幅には変わらない勤務時間、勤務日数が必要になるものと想定しておりますので、事業の効果的実施方法として十分ご検討のうえご提案ください。 なお、上記回答のとおり、企画提案募集要領で示した提案上限額では、常勤専任2名の配置を想定した積算としています。
3	基本仕様書	1 頁 4 業務内容 ＜コーディネーターの要件＞	コーディネーターの要件について、関係機関に対する助言や連携促進、担い手の意識醸成などの業務内容を踏まえ、配置する具体的なコーディネーターの例を示してほしい。	基本仕様書では「以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者が望ましい」としてしておりますが、基本的には記載している資格を有する者及び業務経験を有する者を想定しております。 これらの資格等を有していない者を配置する場合には、本事業を適切に執行できることについて、その理由を付してご提案ください。
4	基本仕様書	1 頁～2 頁 4 業務内容 ＜事業を進めるうえでの市町村等への事前の働きかけ＞	事業を進めるうえで、ヤングケアラーと思われる子どもを初期段階で把握することが最も重要であり、その気づき（発見）の6割以上が学校現場であると三重県の調査で明らかとなった。 このため、市町村をはじめとする関係機関等の中においては、学校などの教育機関からの事業への協力は必須であり、重要なポイントとなる。 しかし、民間法人では、市町村及び市町村教育委員会に対する事業説明や協力依頼などを行える立場にないことから、事業開始にあたっては、山形県及び山形県教育局からの事前の働きかけが必要となってくるが、どのように対処していくのか。	本事業の実施にあたり、市町村等の関係機関への周知、協力依頼が必要な場合は、教育局を含め県の組織内の連携を図っていきます。